

令和 2 年 3 月 12 日

保護者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 こ ど も 青 少 年 局
大 阪 市 立 野 田 小 学 校（園）
校 長 石 崎 厚 史

新型コロナウイルス感染症への対応（3 月 23 日以降）について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、全国的な新型コロナウイルスの感染の広まる状況がみられることから、大阪市では、予防的な措置として、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、令和 2 年 2 月 29 日から 3 月 13 日までの休業措置を延長し、3 月 22 日まで臨時休業としたところです。

このたび、**3 月 24 日まで臨時休業を再延長**することとしましたのでお知らせします。

ただし、4 月 8 日の新学期から通常の学校園生活に戻すことを目指し、段階的な措置として、安全面に最大限配慮を行ったうえで、**3 月 23 日・24 日を登校（園）日とし、3 月 25 日からは春季休業**とします。

本校におきましては、引き続き感染症対策を講じてまいりますので、以下の内容をご覧いただくとともに、引き続き、ご家庭でのお子様の健康状態の把握、感染症予防の指導に務めていただきますよう、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたします。

記

1 3 月 23 日以降の取扱い

- ・ **令和 2 年 3 月 23 日（月曜日）、24 日（火曜日）は、臨時休業中の登校日とします。**
- ・ **3 月 25 日（水曜日）から 4 月 7 日（火曜日）までは春季休業とします。**

※ただし、令和 2 年 3 月 18 日（水曜日）までに教育委員会として把握する全学校園の幼児児童生徒の健康状態、並びにその後も含めた感染の拡大の状況等によっては、学校園単位で登校（園）日を取り止める場合があります。

① **3 月 23 日（月曜日）について**

- ・ 午前または午後の 2 時間程度、学級活動等を実施します。
- ・ 感染症予防のため、基本的には、学校を 2 分割もしくは 3 分割しての実施となる見込みです。具体的な登校時間等は各学校のホームページ等でご確認ください。
- ・ 保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない等の場合は、これまでの臨時休業中と同様に、学校園で居場所の確保を行い、その後、児童いきいき放課後事業に引き継ぎます。なお、給食は実施されませんので、お弁当が必要な場合はご持参ください。

② **3 月 24 日（火曜日）について**

- ・ 修了式を実施します。小中学校では通知表をお渡しします。
- ・ 3 月 23 日（月曜日）と同様に 2 分割等で実施する場合がありますので、学校（園）

のホームページなどでご確認ください。

- ・終了後は、これまでの臨時休業中と同様に、児童いきいき放課後事業に引き継ぎます。
なお、給食は実施されませんので、お弁当が必要な場合はご持参ください。

③ 3月25日（水曜日）～4月7日（火曜日）について

- ・春季休業とします。
- ・中学校の部活動は、感染防止を考慮した活動内容で再開する方向で検討中です。
- ・小学校においては、この間活動を休止しておりましたいきいき活動につきまして、3月25日（水）から再開します。安全面に関して配慮しますが、場所や人員にも限りがあり、また児童の距離感も近く、春季休業中は時間も長いことから、感染のリスクが懸念されますので、自宅等での監護が可能な場合には、参加をお控え願います。

【春季休業中のいきいき活動参加にあたってのお願い】（感染症予防対策）

- ・参加前にご自宅で検温いただき、平熱を確認いただいたうえで参加してください。
 - ・できるかぎりマスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてください。
 - ・活動中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようお願いします。
- ・幼稚園においては、通常の長期休業中の一時預かり事業として実施します。

2 登校日に、お子様に発熱等のかぜの症状がみられる場合や、保健所から濃厚接触者であるとして自宅待機を指示された場合は、学校（園）にご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。

臨時休業中の登校日であるため、欠席にはなりません。

3 引き続きお子様の日々の健康状態をご確認いただき、次の場合、必ず学校（園）へ電話等での連絡をお願いします

- ・お子様もしくは同居する保護者様について、
 - ① 「新型コロナ受診相談センター」にご相談された場合
 - ② ①の相談の結果医療機関の受診を勧められた場合
 - ③ 「新型コロナ受診相談センター」や医療機関から検査が必要と指示された場合（検査を受けて、結果待ちの場合を含む）
 - ④ 検査の結果が判明した場合
- ・お子様もしくは同居する保護者様が、保健所から濃厚接触者であるとして自宅待機を指示された場合
- ・その他、お子様もしくは同居する保護者様が、感染者と濃厚接触の可能性がある場合
＊学校園にご連絡いただいた全市の状況を把握し、学校園の再開及びその後の対応の検討に際して、参考とさせていただきます。

※ ご家庭の皆様で、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事
- 手洗いや咳エチケットの徹底
- 換気を励行し、密集した場所への不要不急の外出を控え、近距離での会話を避ける等